（４）国際活動

国際活動の全体像

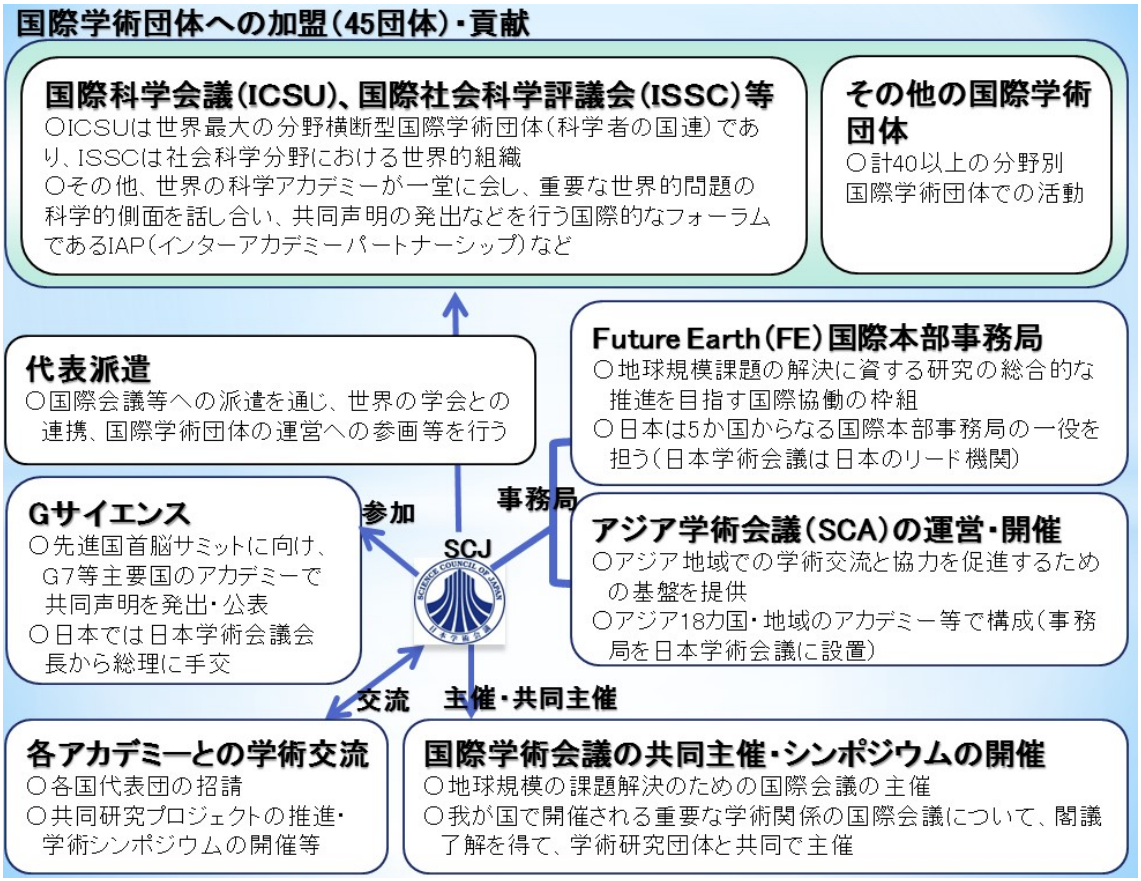

①国際学術団体への加盟・貢献、代表派遣

- 昭和 24 年以来、国際科学会議（ICSU）、国際社会科学評議会（ISSC）、インターアカデミーパートナーシップ（IAP）等、45 の主要な国際学術団体に日本の代表機関として加入しており、このうち 43 の団体に分担金を拠出しています。これら国際学術団体における活動の推進と適切な見直しのために国際委員会と分野別委員会の傘下に、対応分科会を設置しています。

- これらの国際学術団体等が開催する国際会議等に日本学術会議の代表を計画的に派遣し（代表派遣）、また、役員等を務めることにより、世界の学会との連携を深め、学術に関する国際的な研究の連絡を促進し、学術の発展を通して国際社会に貢献しています。

代表派遣の主なスケジュール

11 月～翌年１月上旬

↓ 次年度中の代表派遣会議、派遣候補者募集

※希望される方は所属する委員長にご相談ください

２月 国際委員会、幹事会にて実施計画の承認

↓

２月以降 四半期ごとに幹事会にて、派遣者の正式決定

↓

派遣後（帰国後１ヶ月以内）

報告書等の提出

②各国アカデミーとの連携・交流

- G7/G8 サミットに先立って開催されるＧサイエンス学術会議※に参加し、共同声明をとりまとめ、総理に手交しています。
- 韓国、中国、イスラエル、カナダなどの国々のアカデミーと協力協定や覚書を締結するなど、各国アカデミーと交流を行っています。学術交流を行う国は、学術会議の活動等を勘案して、実施計画を策定し、国際委員会により選定されています。

※　Ｇサイエンス学術会議

G7/G8 サミット参加各国の学術会議（科学アカデミー）がサミット参加各国の指導者に向けて政策提言を行うことを目的として 2005 年（平成 17 年）に発足した科学アカデミー会合です。

政策提言は、会議後各国間の調整を経て、サミットに向けた共同声明として各国指導者に提出されます。

③アジア学術会議の運営・開催

アジア学術会議（SCA）は、アジア諸国間の科学の現状に関する情報交換、アジア地域における幅広い科学分野の共同研究と協力の促進、アジアの科学者間の相互理解と信頼の深化を目的に、日本学術会議の提唱に賛同したアジア各国の科学アカデミー等により

2000 年に設立された国際学術団体です。

第１回の会合が 2001 年にタイで開催され、以降毎年、加盟国が持ち回りで会合を開催しています。

事務局は日本学術会議に置かれており、SCA の運営を担っています。

④フューチャー・アースの推進と国際事務局の運営

日本学術会議は、持続可能な地球社会のための新しい国際的研究プログラムであるフューチャー・アースをステークホルダーとの連携を強めつつ積極的に推進するとともに、他の４ヶ国と共に分散型国際事務局を担っています。

⑤国際学術会議・シンポジウムの開催並びに後援

- 国内で開催される学術研究団体が主催する国際会議のうち、科学的諸問題等の解決に資する重要な会議について、昭和 28 年度以降、共同主催を行い、学術研究の発展や研究者間の交流促進等に貢献しています。これらの国際会議（共同主催国際会議）は、閣議口頭了解に基づき開催されており、例年、皇室の御臨席を賜る機会も得ています。
- 平成 15 年度以降、「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」を毎年開催し、科学者の役割について国際的な議論を行っています。
- 国内で開催される学術研究団体等が主催する国際会議のうち、申請がある場合、後援名義の協力を行っています。

○共同主催国際会議について

●申請要件

・国際学術団体（母体団体）が日本開催を決定していること
・関係分野に影響を与え学術の振興に寄与するものであること/等

●選定方針（第 23 期）

・国内外の学術の発展に資するもの
・準備及び運営の体制が整備されているもの
・開催計画が適当であるもの
・市民公開講座など一般市民に還元するプログラムを企画しているもの/等

●共同主催の審議・決定

・国際委員会に置かれる国際会議主催等に関する分科会及び国際委員会にて審議
・上記分科会の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て候補を決定
・幹事会にて候補となった国際会議につき、閣議口頭了解を得ることで決定

●開催支援

・会場借料等 ※の一部負担
・皇室御臨席の調整
・日本学術会議会長あるいは副会長による主催者挨拶
・総理大臣メッセージ取得

※会場借料（学術的使用分）、基調講演者等の滞在費を予算の範囲内で負担

○後援について

●申請要件

・国際学術団体（母体団体）等が日本開催を決定していること
・国際会議の主題となる研究が、我が国及び世界の進歩に貢献するものであること/等

●後援の審議

・国際委員会に置かれる国際会議主催等に関する分科会及び国際委員会にて審議
・上記分科会の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て可否を決定

●開催支援

・後援名義の協力

（４）緊急事態時における活動

日本学術会議は、平成 26 年２月、東日本大震災の際の経験を活かしつつ、緊急事態時に、よりスムーズに審議体制を整え、迅速かつ的確に必要な活動を展開できるようにするため、新たに「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」を策定しました。

この指針では、緊急事態時※1に、

① 会長を委員長とする「緊急事態対策委員会」を設置し、当該緊急事態に関する審議を行うことにしています。

② また、会長の指揮の下、日本学術会議として、

・できるだけ早期の、当該緊急事態に関する見解の表出※2

・日本学術会議内での情報共有や社会全体への情報発信

・政府や国内外の関係機関との連携のための働きかけ

などの取組を行うことにしています。

緊急事態においては、会長から、会員及び連携会員に対し、緊急事態が発生したこと、必要に応じて緊急事態に関する審議など日本学術会議として必要な活動への協力を求めることについて、周知を行うことにしています。

会員及び連携会員には、上記のような取組に積極的に参画し、日本学術会議として緊急事態において求められる役割を充分に果たせるよう、協力することが求められます。

※１　ここでいう「緊急事態」とは大規模な災害等、社会に重要な影響を及ぼす突発的事態が生じ、日本学術会議として科学的見地から見解の表出をはじめとする迅速な対応が求められる状況をいいます。

※２　日本学術会議として短期間で結論を出すことが求められる事態を想定し、

・社会における突発的な事態の発生等により、概ね１～２週間の準備期間を経て、「会長談話」や「幹事会声明」等の形式で日本学術会議の意見を表明する「緊急型」の助言・提言活動

・政府からの要請等に基づき、概ね３～４か月程度の審議機関を経て日本学術会議の見解をとりまとめる「早期型」の助言・提言活動

が、平成 23 年の「幹事会申合せ」により位置付けられています。

（参考）緊急事態時における活動のイメージ

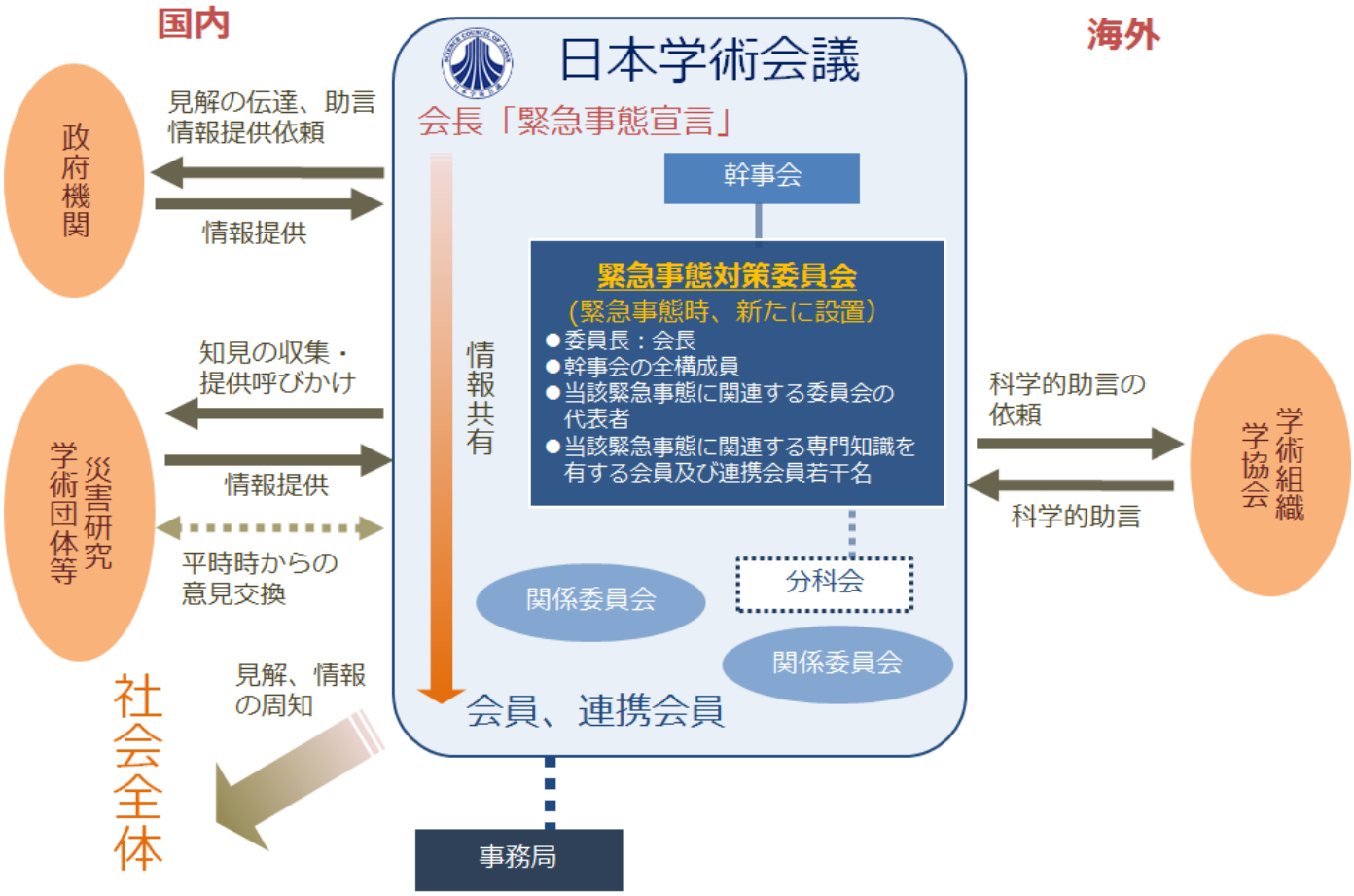

５．その他

（１）日本学術会議事務局について

日本学術会議は、昭和 45 年以降、東京都港区六本木の６階建ての建物に所在しており、講堂や会議室のほか、事務局が置かれています。事務局には、局長、次長のほか、課・室に職員が配置され、会員及び連携会員の日本学術会議における活動をサポートする役割を担っています。

【主な事項の照会先】

総会、幹事会に関すること	企画課審査係 電話:03-3403-3768 FAX:03-3403-1260 メール:p225@scj.go.jp
日本学術会議パンフレットなどの広報、地区会議に関すること	企画課広報係 電話:03-3403-1906 FAX:03-3403-1260 メール:scj-kouhou@cao.go.jp
学術フォーラム、SCJ 掲示板に関すること	企画課情報係 電話:03-3403-6295 FAX:03-3403-1260
会員・連携会員の人事に関すること	管理課総務係 電話:03-3403-3793 FAX:03-3403-1075 メール:scj.kaiinjinji@cao.go.jp
科学に関する重要事項の審議に関すること（部、分野別委員会、課題別員会など）	参事官室（審議担当） （第１部関係） 電話:03-3403-5706 メール:s251@scj.go.jp （第２部関係） 電話:03-3403-1091 メール:s252@scj.go.jp （第３部関係） 電話:03-3403-1056 メール:s253@scj.go.jp FAX（共通）:03-3403-1640
国際会議に関すること	参事官室（国際担当）国際会議担当 電話:03-3403-1949 FAX:03-3403-1755 メール:i254@scj.go.jp
代表派遣に関すること	参事官室（国際担当）国際協力担当 電話:03-3403-5731 FAX:03-3403-1755 メール： kokusaidaihyohaken.group@cao.go.jp

あらかじめお届けいただいている住所、所属等に変更が生じた場合には、速やかに事務局へメール等で御連絡ください。

（２）「SCJ 掲示板」について

平成 24 年度、会員や連携会員間での情報交換を目的として、電子掲示板を導入しました。掲示板では、各委員会、分科会等ごとにフォーラムが作成され、メール審議における意見交換（p15「補足①」参照）や情報共有などに活用されています。

掲示板を利用するには、アカウントを取得し、ログインすることが必要です。会員や連携会員には、事務局から「ユーザー名」と「初期パスワード」が送付されますので、パスワードの変更など必要な手続を行った上でご活用ください。

『日本学術会議憲章』

（平成 20 年 4 月 8 日 第 152 回総会決定）

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

第1項　日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項　日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項　日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第4項　日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項　日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第6項　日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第7項　日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

声明「科学者の行動規範－改訂版－」（平成 25 年 1 月 25 日）（抄）

Ⅰ．科学者の責務

（科学者の基本的責任）

1　科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

2　科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

3　科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

4　科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

5　科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

6　科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

Ⅱ．公正な研究

（研究活動）

7　科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

8　科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

（研究対象などへの配慮）
9 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

（他者との関係）
１０ 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

Ⅲ．社会の中の科学
（社会との対話）
１１　科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案･決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

（科学的助言）
１２　科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

（政策立案･決定者に対する科学的助言）
１３　科学者は、政策立案･決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案･決定者に社会への説明を要請する。

Ⅳ．法令の遵守など
（法令の遵守）
１４ 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

（差別の排除）
１５ 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

（利益相反）
１６ 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

メモ欄

メモ欄

【アクセス】
東京メトロ千代田線「乃木坂」駅
青山霊園方面５番出口　徒歩１分

庁舎内フロア案内

6 階	6-A 会議室、6-B 会議室、6-C 会議室
5 階	5-A 会議室、5-B 会議室、5-C 会議室、5-D 会議室
4 階	部役員控室、図書館、参事官室（審議第 1 担当、審議第 2 担当）
3 階	会長室、副会長室、事務局長室、次長室、企画課
2 階	大会議室、特別室、管理課、参事官室（国際業務担当）、アジア学術会議事務局
1 階	講堂、自動販売機コーナー、ラウンジ